平成30年2月市議会 教育厚生委員会資料

第20号議案 平成30年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

日沙		~-	シ
1 ·	平成30年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算総括表・・・・・	•	1
2	長崎市後期高齢者医療事業に係る会計のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	2
3	平成30年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算のポイント・・・	3∼	4
4	平成30・31年度保険料率について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	5
5	平成30年度の制度見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5~	8
6	長崎市の後期高齢者医療の概要(参考)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		ع •
7	後期高齢者医療制度における医療費の流れ等について(参考)・・・・		9

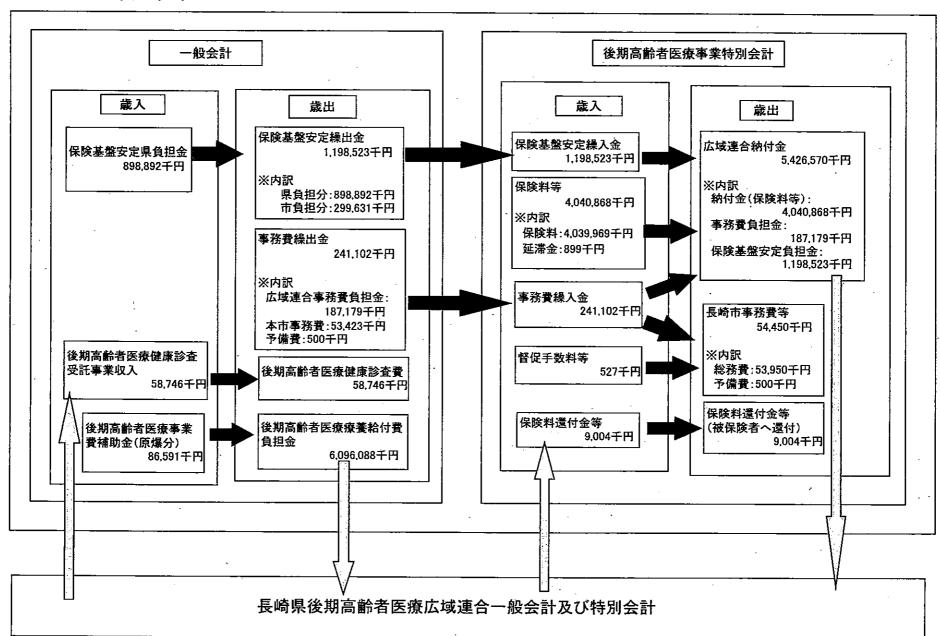
市 民 健 康 部 平成30年2月

1 平成30年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算総括表

(雎	仂	干	H)

		歳		入		Г			歳		出	(単位:千円)
戴	ij	i 🖪	30年度	29年度	增減		項	,	<u> </u>	30年度	29年度	增減
L		<u> </u>	当初予算 A	当初予算 B	A-B			`	H-	当初予算 A	当初予算 B	A-B
1	後	期高齢者医療保険料	4,039,969	4,051,443	▲ 11,474	1	総	務	#	53,950	48,315	5,635
İ	1	後期高齢者医療保険料	4,039,969	4,051,443	▲ 11,474		1	総務管	理費	31,954	27,767	4,187
		1特別徴収保険料	2,491,764	2,498,643	▲ 6,879		_	1一般包	宇理費	31,954	27,767	4,187
L		2普通徴収保険料	1,548,205	1,552,800	▲ 4,595	ŀ	2	徴収費		21,996	20,548	1,448
2	使	用料及び手数料	516	532	▲ 16			1徴収費	t	18,420	16,913	1,507
	1	手数料	516	532	▲ 16	L		2滞納処	1.分費	3,576	3,635	▲ 59
		1証明手数料	1	1	0	2	後期	高齢者医	療広域連合納付	f 金 5,426,570	5,385,562	41,008
L		2督促手数料	515	531	▲ 16		1	後期高齢者	医療広域違合納	5,426,570	5,385,562	41,008
3	繰.	入金	1,439,625	1,381,633	57,992			1批判高龄	各医療医域連合納	are 5,426,570	5,385,562	41,008
	1	一般会計繰入金	1,439,625	1,381,633	57,992	3	赭.	支出金		9,004	10,437	▲ 1,433
		1保険基盤安定繰入金	1,198,523	1,208,078	▲ 9,555		1	償還金及	ひ還付加算	金 9,004	10,437	▲ 1,433
L		2事務獎繰入金	241,102	173,555	67,547			1保険料	遺付金	8,819	10,087	▲ 1,268
4	繰	这 金	1.	1	. 0	L		2選付加	算金	185	350	▲ 165
	1	繰越金	1	1,	0	4	予(幕費		500	500	0
		1繰越金	1	1	0		1	予備費		500	500	0
5	赭山	又入	9,913	11,205	▲ 1,292			1予備数	t	500	500	0
	1	延滞金、加算金及び過料	900	757	143							
		1延滞金	899	756	143							
		2過料	1	1	0							
	2	償還金及び還付加算金	9,004	10,437	▲ 1,433							
		1保険料還付金	8,819	10,087	▲ 1,268							
	_	2還付加算金	185	350	▲ 165							
	3	雑入	9	11	▲ 2							
		1雑入	9	11	▲ 2							
_											·	:
	,	合計	5,490,024	5,444,814	45,210			合	ä†	5,490,024	5,444,814	45,210

長崎市



2

3 平成30年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算のポイント

【歳入】

(1)1款1項 後期高齢者医療保険料

(単位:千円)

目	内 容	3 0 年度 当初予算①	2 9 年度 当初予算②	增減 ①-②
1 特別徴収 保険料	年金から天引き (介護保険料が天引きされている年金額が年 間18万円以上の方)	2, 491, 764	2, 498, 643	▲ 6,879
2 普通徴収 保険料	納付書により納入(上記以外の方、若しくは 介護保険料と当該保険料額を合わせた額が年 金受給額の1/2を超過する方) 又は年金天引きではなく口座振替を希望され る方	1, 548, 205	1, 552, 800	▲ 4, 595
	· 	4, 039, 969	4, 051, 443	▲ 11, 474

^{、 ※} 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

(2)3款1項 一般会計繰入金

ア 1目 保険基盤安定繰入金

(単位:千円)

内容	3 0 年度	2 9 年度	增減
	当初予算①	当初予算②	①一②
所得の低い方に係る保険料の軽減(均等割額の7・5・2割軽減)分及び被用者保険の被扶養者だった方の軽減(均等割額の5割軽減)分を、一般会計から繰入れる。	1, 198, 523	1, 208, 078	▲ 9, 555
	(県3/4 898, 892)	(県3/4 906, 058)	(県3/4 ▲7, 166)
	(市1/4 299, 631)	(市1/4 302, 020)	(市1/4 ▲2, 389)

[※] 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

イ 2目 事務費繰入金

(単位:千円)

				(<u>+ </u>
	内容	3 0 年度 当初予算①	2 9 年度 当初予算②	增減 ①-②
広域連合 事務費	広域連合運営や保険給付に係る人件費及び 事務費のうち本市負担分(※)	187, 179	125, 285	61, 894
本 市 事務費	・事務費 53,423千円 ・予備費 500千円	- 53, 923	48, 270	5, 653
	計	241, 102	173, 555	67, 547

^(※) 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

【歳出】

(1) 2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金

歳出	. 1	広域連合納付金 (単位:千円)	
歳入項目	3 0 年度 当初予算①	2 9 年度 当初予算②	增減 ①-②	主な増減の理由
保険料 (※ i)	4, 039, 969	4, 051, 443	▲ 11, 474	平成30・31年度の保険料率が 改定され、均等割及び所得割 率が引き下げられたことによ る減
延滞金	899	756	143	
保険基盤安定繰入金(※2)	1, 198, 523	1, 208, 078	▲ 9, 555	平成30・31年度の保険料率が 改定され、均等割が引き下げ られたことによる滅
広域連合事務費繰入金 (※3)	187, 179	125, 285	61, 894	広域連合が実施する標準シス テムの機器更改による広域連 合事務費負担金の増
計	5, 426, 570	5, 385, 562	41, 008	,

- (※1)市は保険料を徴収し、徴収した保険料を広域連合へ納付する。 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び第105条)
- (※2) 低所得者及び被用者保険の被扶養者だった方に係る保険料軽減分を県3/4及び市1/4の割合で負担し、市が取りまとめて広域連合へ納付する。(高齢者の医療の確保に関する法律第99条及び第105条)
- (※3) 広域連合運営や保険給付に係る人件費及び事務費を県内21市町が按分して負担する。 (長崎県後期高齢者医療広域連合規約第17条第2項) 按分内訳:経費の1割は均等割、5割は高齢者人口割、4割は人口割、本市負担率約28%

4 平成30・31年度保険料率について

高齢者の医療の確保に関する法律等の規定により、保険料の料率は2年ごとに見直すことになっているため、長崎県後期高齢者医療広域連合において平成30・31年度の保険料について算定を行ったところ、剰余金の活用等により、均等割額、所得割率がいずれも引き下げとなった。また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、賦課限度額は引き上げとなった。

(保険料算定方法)

均等割額+所得割額=保険料45,800円(前年の総所得-33万円)×8.67%年額最高62万円(現行46,800円)(現行8.80%)(現行57万円)

5 平成30年度の制度見直しについて

(1)保険料額の軽減

ア 均等割額の軽減

(ア) 低所得者に係るもの

平成29年度に引き続き、所得基準額が見直され、軽減対象が一部拡大される。

同一世帯内の被保険者と 世帯主の前年の合計所得金額	軽減 割合	軽減後の額
33 万円+ (<u>50 万円</u> ※1×被保険者数)以下	2 割	36, 600 円
33万円+ (<u>27万5千円</u> ※2×被保険者数)以下	5割	22, 900 円
合計所得金額が 33 万円以下	8. 5 割	6, 800円
8.5 割軽減世帯のうち被保険者全員が年金収 入80万円以下(その他各種所得なし)	9割	4, 500円

^{※1} 平成29年度49万円 ※2 平成29年度27万円

(イ) この制度に入る前日に職場の医療保険の被扶養者だった者に係るもの

該 当 年 度	軽減割合	軽減後の額
平成 20 年度~平成 28 年度	9割	4,600円※
平成 29 年度	7割	14,000円
平成 30 年度	5割	22, 900 円
平成 31 年度	制度加入後 2年間に限り 5割	⁄22, 900 円

[※]平成28年度の金額

イ 所得割額の軽減

所得が91万円(年金収入の場合211万円)以下の者に係るもの

該当年度	軽減割合
平成 20 年度~平成 28 年度	5 割
平成 29 年度	2 割
平成 30 年度	軽減なし

(2)高額療養費制度の見直し

ア 現役並み所得者の自己負担限度額の見直し

現役並み所得者について、外来に係る高額療養費算定基準を廃止し、所得区分を細分化、 各自己負担限度額を設定する。

- イ:一般区分者の外来自己負担限度額の引き上げ
 - 一般区分者の外来自己負担限度額について、月額14,000円から18,000円に引き上げる。

<現行(70歳以上)>

	外来	外来+入院
区分	(個人)	(世帯※1)
	(月額)	(月額)
		80,100 円+(医
現役並み	57,600円	療費-267,000
年収約 370 万円以上	37,000 [7]	円)×1%
一般 年収約 156 万円以上 約 370 万円未満	14,000 円 (年間 14.4 万円上限)	57,600 円 ※2(44,400円)
住民税非課税		24,600 円
住民税非課税 (年金収入 80 万円以下 など)	8,000円	15,000 円

<平成30年8月∼>

		•	外来	外来+入院	
		区分	(個人)	(世帯※1)	
			(月額)	(月額)	
		年収約1,160万円	252,600 円	+(医療費-	
			842,000	円)×1%	
	以上 現 役 年収約 770 万以上 並 約 1,160 万円未満 み	※2(14 0),100 円)		
		167,400 円	+(医療費一		
		558,000 円)× 1%			
[,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	※2(93,000円)		
		年収約 370 万円以上	80,100 円+(医療費ー		
.	ı		円)×1%		
		#3 / / O / O 1 / C / P	※2(44,400円)		
		一般	18,000 円	57,600 円	
İ	年収約 156 万円以上 約 370 万円未満 住民税非課税 住民税非課税		(年間 14.4	※2(44,400円)	
			万円上限)		
			·	24,600 円	
			8,000円	15,000 🖽	
	(年金	を収入80万円以下など)		15,000円	

- ※1 同じ世帯で同じ医療保険制度に加入する者
- ※2()内の金額は過去12カ月以内に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額

(3) 高額介護合算制度の見直し

ア、現役並み所得者の自己負担限度額の見直し

高額療養費制度の見直しに伴い、現役並み所得者について、自己負担限度額を見直す。

<現行(70歳以上)>

区分	負担限度額		
現役並み ^{年収約 370 万円以上}	67 万円		
一般 年収約156万円以上約370万円未満	56 万円		
住民税非課税	31 万円		
住民税非課税 (年金収入 80 万円以下など)	19 万円		

く平成30年8月~>

	区分	負担限度額
現	年収約 1,160 万円 以上	212 万円
役並	年収約 770 万円以上 約 1,160 万円未満	141 万円
み	年収約 370 万円以上 約 770 万円未満	67 万円
年収約	一般 I 156 万円以上約 370 万円未満	56 万円
	住民税非課税	31 万円
(年	住民税非課税 金収入80万円以下など)	19 万円

(4) 入院時食事療養費の見直し

ア 一般病床等に入院する患者の食事療養費を見直し

〈現行〉

,	区分	食事代		
	現役並み			
年				
	360 円※			
- 年収約 156	年収約 156 万円以上約 370 万円未満			
住民税非課税	90 日までの入院	210円		
	90 日を超える入院	160 円		
	住民税非課税 (年金収入 80 万円以下など)			

〈平成30年4月~〉

(1 / X 0 0 十				
	食事代			
	現役並み			
年	460 円			
年収約 156	万円以上約 370 万円未満			
住民税非課税	90 日までの入院	210 円		
	90 日を超える入院	160 円		
住(年金)	100円			

※指定難病患者や平成28年3月31日時点で1年以上継続して精神病床に入院していた患者の場合260円

(5)入院時の居住費(光熱水費相当額)の見直し ア 65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費を見直し (ただし、難病患者は負担なし)

<現行>

65歳以上医療療養病床	負担額	
医療区分 I (II III 以外の者)	370円/日] _
医療区分 II II (医療の必要性の高い者)	200円/日	
難病患者	0円/日	

<平成30年4月~>

6	5歳以上医療療養病床	負担額
	医療区分 I	
	(ⅡⅢ以外の者)	070 [7]
	医療区分ⅡⅢ	370 円/日
	(医療の必要性の高い者)	
	難病患者	0円/日

6 長崎市の後期高齢者医療の概要(参考)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
			(見込み)	(見込み)
平均被保険者数(人)	61, 859	63, 060	64, 061	64, 635
医療費総額 (千円)	82, 888, 835	82, 598, 864	83, 260, 251	83, 483, 426
一人あたり医療費(円)	1, 339, 964	1, 309, 846	1, 299, 703	1, 291, 613
保険料率	(均等割額)	(均等割額)	(均等割額)	(均等割額)
•	46, 800円	46, 800円	46, 800円	45, 800円
1	(所得割率)	(所得割率)	(所得割率)	(所得割率)
	8. 8%	8. 8%	8. 8%	8. 67%
一人あたり保険料額※(円)	61, 558	61, 283	61, 324	_

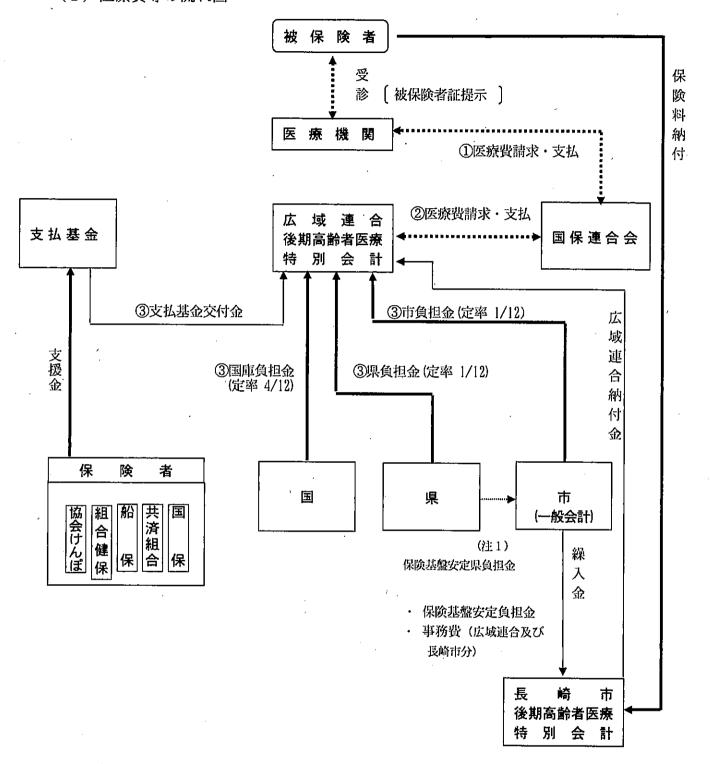
[※]毎年度6月当初賦課時点において、賦課総額を賦課対象被保険者数で除した金額。

所得階層別被保険者数(人) (平成30年1月末)	現役並み	一般	住民税非課税	住民税非課税 (年金収入80万円 以下など)
	3, 240	. 29, 782	15, 673	15, 648

[※]平成30年1月末被保険者数合計 64,343人

7 後期高齢者医療制度における医療費の流れ等について(参考)

(1) 医療費等の流れ図



(2)後期高齢者医療費負担割合

医療等の実施月	保険料	士!/ 甘み六什会		公 費 (注 2)			
公原寺の天旭月	<u>ነ</u> ሉየ ሂ ለተተ	支払基金交付金	合	計	国庫負担金	県負担金	市負担金
20年4月~	10/100	40/100	50/	100	4/12	1/12	1/12

(注1) 低所得者及び被扶養者の保険料軽減分については、県3/4、市1/4負担(保険基盤安定負担金)

(注 2) 公費内での負担割合(国:県:市=4:1:1)